

【物価高対応子育て応援手当についてのお知らせ】

=====

～対象の世帯へ児童一人当たり2万円を支給します～

=====

令和7年9月分（原則令和7年10月14日振込分）の児童手当を川崎市から受給している方には2月16日に児童手当の口座に振込済みのため、申請は不要です。

令和7年10月1日～令和8年3月31日に離婚・離婚協議により新たに児童手当の受給者となった方や、勤務先から児童手当を受給している公務員の方は、応援手当を受け取るために原則川崎市への申請が必要です。下記**【申請が必要な方】**をご確認ください。

【申請が必要な方】

（1）令和7年10月1日～令和8年3月31日に離婚・離婚協議により新たに児童手当の受給者となった世帯（令和7年9月30日以前に離婚等をした方で、2月16日に振込がない方はコールセンターまでお問い合わせください。）

※ただし、配偶者等から応援手当を受け取っている場合や、応援手当が既にこどものために使われている場合は支給の対象となりません。

（2）児童手当を勤務先から受給している公務員世帯 ※詳細は市HPをご確認ください。

【申請期間及び支給時期】

令和8年2月1日～3月31日（3月中に離婚した場合等やむを得ない場合は4月30日まで）

3月中旬以降順次支給予定

【応援手当を受け取るための手続き】

（1）（2）に該当する方は、オンライン・郵送でご申請ください。

申請書類等は市HPをご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000182550.html>

【お問い合わせ】

川崎市物価高対応子育て応援手当コールセンター

044-222-7315

受付時間：8:30～17:00（平日）

=====

【発行】

川崎市子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当